

証券コード 5216

2024年10月11日

株 主 各 位

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1

株 式 会 社 倉 元 製 作 所

代表取締役社長 渡 邊 敏 行

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り誠にありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本臨時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、「株主・投資家のみなさまへ（IR情報）」、「財務情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kuramoto.co.jp/>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「倉元製作所」または「コード」に「5216」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年10月28日（月曜日）の午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月29日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
株式会社倉元製作所本社
3. 目的事項
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件
 - 第3号議案 第三者割当による第4回新株予約権発行の件
 - 第4号議案 株式交換契約承認の件
 - 第5号議案 資本金及び資本準備金減少の件
 - 第6号議案 剰余金処分の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 目的事項の追加

当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。

(2) 発行可能株式総数の増加

当社の将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を増加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～28. (省略)	1. ～28. (現行どおり)
(新設)	<u>29. 業務用支援ロボット事業</u>
<u>29. 前各号に関する技術及びノウハウの販売並びに人材派遣事業及び人材紹介事業</u>	<u>30. (現行どおり)</u>
<u>30. 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	<u>31. (現行どおり)</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>153,800,000株</u> とする。

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

本議案は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条の規定に従い、下記の第三者割当による募集株式（以下「本新株式」といいます。）の発行の必要性及び相当性について、株主の皆様のご意思確認をさせていただき、より広範な株主の意思を踏まえて発行を決定するために、本臨時株主総会において特別決議によるご承認をお願いするものであります。なお、本議案に基づく募集株式の発行は、本議案が原案通り承認可決されることをその条件としております。

1. 募集株式の内容

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式	1,258,000株
(2) 払込金額	1株につき	318円
(3) 払込金額の総額		400,044,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金	金 200,022,000円
	資本準備金	金 200,022,000円
(5) 申込日		2024年10月30日
(6) 払込期日		2024年10月30日
(7) 募集又は割当方法		第三者割当による
(8) 割当先及び割当株式数		ニューセンチュリー有責任事業組合
		629,000株
	渡邊 敏行	314,500株
	那須マテリアル株式会社	314,500株

2. 本新株式の募集の目的及び理由

（2020年4月～2024年8月までの過去の資金調達状況）

当社は、2020年3月30日に事業再生ADR手続が成立し、2020年4月14日に7億円の第三者割当増資を行い、事業再生に注力して参りました。

しかしながら、翌年2021年度は、新型コロナウイルスによる受注減により収益状況が悪化したため、銀行借入金の弁済及び運転資金を確保すべく、2021年4月16日に第三者割当により、株式305百万円、及び第2回新株予約権証券2百万円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額180百万円）を発行いたしました。このうち株式による調達資金305百万円につきましては、2021年12月末までに金融債務の弁済金として115百万円及び運転資金190百万円（株式等の新規発行諸費用5百万円を含む）の合計305百万円を充当いたしました。新株予約権の行使による資金は、行使期間の満了する2024年4月までに169百万円を調達し、全額運転資金として充当いたしました。

2023年12月期は、ディスプレイ用液晶パネル市場の縮小傾向は続き、同期の業績は、売上高704百万円（前期1,058百万円）、営業利益△407百万円（前期△117百万円）、経常利益△399百万円（前期△32百万円）、当期純利益△555百万円（前期0百万円）となり、業績は大きく悪化いたしました。

このような業績悪化を受けて、ADR4行（銀行3行と銀行より債権譲渡を受けた債権回収会社1社。以下同様。）に対して、2023年12月の金融債務の弁済139百万円の半年間の返済猶予の合意を取付け、2024年4月に、ADR4行金融債務139百万円の弁済資金及び運転資金48百万円を確保すべく、あらたに株式187

百万円（発行諸費用控除後）を発行しました。

2024年12月期は、ディスプレイ用液晶パネル市場の縮小傾向はさらに進み、当社の基板事業（成膜事業）の主要顧客（前期売上構成33%）が事業規模を縮小し、本年9月以降、同顧客からの受注が減少する見通しです。これを受けて、営業キャッシュ・フローが下振れする可能性もあり、2024年12月末に弁済予定のADR4行の借入返済額139百万円の資金手当ての必要が見込まれます。加えて、ADR4行からの借入残高は、2024年9月19日現在で2024年12月末に返済予定の上記139百万円を含め、合計で390百万円借入残高があり、来期以降も金融債務の弁済をカバーする営業キャッシュ・フローを確保することが必須となります。さらに、当社の前期2023年12月期の業績悪化を受けて、唯一プロパーで49百万円の融資（弁済期間5年、毎月均等弁済）を2022年12月に実行していただいた地方銀行より、2024年6月に、借入残高（同月末残高34百万円）について、財務制限条項等に抵触したものではありませんが、当社の前期業績を鑑みて当初契約した約定弁済の時期を繰り上げて、借入残高全額の一括弁済をしてほしいとの要請を受け、2024年7月に当社主要株主である筆頭株主のニューセンチュリー有限責任事業組合より、50百万円の融資を受け、当該地方銀行に当該借入残高全額の弁済をいたしました。

このような状況下で、当社の財務体質を強固なものにすべく借入金残債務の弁済と抜本的に収益構造を変革するために、さらなる新規事業として次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の量産化に向けて事業を開始すべく、2024年8月30日を払込期日とする第三者割当増資により新株式797百万円（発行諸費用控除後。以下「前回2024年8月の資金調達」といいます。）を発行し2024年8月30日付「固定資産の取得に関するお知らせ」で開示しました通り、ペロブスカイト太陽電池製造のための設備投資の一部に充当する予定です。

（今回の資金調達の目的）

ペロブスカイト太陽電池の量産に必要な設備投資（太陽電池のガラス、フィルム型両用プラント用設備で生産能力は年産1MW。具体的な設備としては、ガラス洗浄機、フィルム貼り付け機、レーザーエッチング、塗布装置、レーザーマーキング装置、測定器、自動搬送設備、吸収層フィルム剥がし機等です。以下「本設備投資」といいます。）は、総額で998百万円の投資が必要になります。前回2024年8月の資金調達では、本設備投資に必要な資金総額をすべて調達できておりませんので、今回、本設備投資の残金の支払いに充当するために、本新株式及び第3号議案でご承認をお願いする第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行いたします。

前回2024年8月の資金調達で調達した資金797百万円（発行諸費用控除後）のうち、389百万円を本設備投資の一部に充当する予定で、不足する残金609百万円（998百万円－389百万円＝609百万円）について本新株及び本新株予約権の発行による調達した資金を充当いたします。残金609百万円については、今回の本新株式の発行資金394百万円（発行諸費用控除後）、本新株予約権の発行時払込資金29百万円の合計423百万円をまず充当します。609百万円に不足する186百万円（609百万円－423百万円）については、本新株予約権の行使による資金80百万円、及び第3回新株予約権（2024年4月発行。以下同様。）の行使による資金106百万円を資金用途を一部変更して(*1)本設備投資資金に充当す

ることを見込んでおり、第3回新株予約権の権利者である当社代表取締役である渡邊敏行氏より、権利行使の意向を確認しております。ただし上記第3回新株予約権及び本新株予約権の行使は現時点では確定していません。

(※1)第3回新株予約権の資金使途につきましては、当該新株予約権の発行時に半導体関連事業への設備投資及び買収資金として資金使途を定めており、現時点では、権利者である当社代表取締役である渡邊敏行氏より、具体的な行使時期について確認はとれておりません。当社としても、半導体関連事業は、当社の新規事業として事業再構築の一環として継続中で、設備投資及び買収の時機は、今後の半導体関連市場の需要動向により、投資判断をしてまいります。従いまして、今回の資金使途変更は、本設備投資の不足を補うための限定的な変更で、第3回新株予約権の未行使残高の全額を本設備投資に充当する内容ではありません。

3. 資金調達の方法として本新株式の発行を選定した理由

当面の安定した運転資金を確保し、今後の事業継続、さらには新規事業の積極的な推進のための資金調達方法として、間接金融及び直接金融（公募、株主割当並びに第三者割当）を検討いたしました。その結果、間接金融については、当社は、事業再生ADRにより、再建途上にあり、新規に資金の融資を受けることは事実上不可能であると判断し、直接金融のうち公募については、継続企業の前提に疑義がある状態では引受証券会社を見つけることが困難であることが想定されること、また株主割当の場合は、失権により想定した資金が集まらない可能性があることから困難であると判断し、迅速かつ確実な資金調達及び既存の株主の利益保護の観点から、直接金融による第三者割当が最も適していると判断いたしました。

今回の本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達の方法は、本新株式の発行により、自己資本による新規事業の積極的な推進を図ることが可能になるとともに、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して、一度に資金を拠出せずに、複数回に分けて資金拠出を行うことができるようになることから採用いたしました。なお、当初の計画どおりに、本新株予約権証券の行使による資金調達を行うことができない場合、設備投資や支出の時期を見直すとともに、他の調達方法も検討する予定であります。

4. 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額につきましては、当社を取り巻く事業環境、業績動向、財務状況、株価動向及び前回2024年8月7日取締役会にて決議した第三者割当による新株式の資金調達時の発行価額等を総合的に勘案し、本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2024年9月18日）の6カ月間（2024年3月19日から2024年9月18日まで）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値（小数点以下第3位を四捨五入）である352.42円を基準とし、当該金額の90.23%に相当する318円といたしました。

本新株式の発行価額である318円（小数点未満を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）は、本新株式の発行に係る取締役会決議日（2024年9月19日）の直前営業日の終値である

298円に対して6.71%のプレミアム、取締役会決議日前営業日までの直前1ヶ月間の東証終値の単純平均値である366.64円に対して13.27%のディスカウント、取締役会決議日前取引日までの直前3ヶ月間の東証終値の単純平均値である407.00円に対して21.87%のディスカウントとなる金額です。

(本新株式の発行の必要性)

当社は、ディスプレイ用液晶パネル市場の縮小傾向のもと、抜本的に収益構造を変革するために、さらなる新規事業として次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の量産化に向けて事業を開始し、本設備投資資金の一部として、前回2024年8月に797百万円（発行諸費用差引後）の新株を発行し、ペロブスカイト太陽電池事業の設備投資及び運転資金として658百万円を充当する予定です。

今回の新株式を発行して調達する資金394百万円（発行諸経費を除く手取り金）は、全額、前回の設備投資資金の残金の支払いのために行うものであり、本資金調達が行われなければ、設備投資資金の全額の支払いができず、ペロブスカイト太陽電池の量産化に向けた事業を開始することができないことから、本新株式の発行の必要性を取締役会において審議し必要不可欠であると判断いたしました。

(発行価格について)

ペロブスカイト太陽電池の量産化のための本設備投資資金支払いのため、短期間での割当先を選定する必要があることから、複数のルートで割当候補先にコンタクトしましたが、早急に割当先が決まらなかったことから、当社筆頭株主のニューセンチュリー有限責任事業組合と当社代表取締役渡邊敏行氏個人、当社取締役の星彰治氏が代表取締役を務める那須マテリアル株式会社の3者に割り当てることを決定し、割当予定先との協議に基づく本新株式の発行価額についても審議を行い、当社取締役会の意向として、東京証券取引所における当社株式の市場価額（以下、「当社株価」といいます。）を基礎とし、有利発行に該当しない範囲のディスカウントによる発行価額とする前提で検討を進め、割当予定先からも、了承をいただいております。

当社は、資金調達の緊急性及び割当予定先との協議をふまえ、発行決議日前日である2024年9月18日の直近株価水準は、PBR23.46倍、予想PER170.29倍であり、直前期の配当実績ゼロの現状において、当社の将来の成長期待を反映した株価であるものの、会社の実態と乖離していることから発行決議日前日である2024年9月18日までの6カ月間の東証終値の単純平均値を基準として採用することが適切であると判断いたしました。

この結果、当該発行価額を、本新株式の発行に係る取締役会決議日（2024年9月19日）の直前6カ月間（2024年3月19日から2024年9月18日まで）の東証終値の単純平均値（小数点以下第3位を四捨五入）である352.42円を基準とし、当該金額の90.23%（9.77%のディスカウント）に相当する318円といたしました。これは、払込金額を原則として取締役会決議の直前日（2024年9月18日）の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとしつつ、直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができるものとするとの

協会指針にも配慮したものであることから、当社としては、318円という発行価額は、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、本新株式の発行にあたり特別利害関係者に該当することになる取締役渡邊敏行氏と取締役星彰治氏が代表取締役を務める那須マテリアル株式会社にディスカウント発行することにつきましては、株主の権利内容を限定しない普通株式に対しては、同時期に発行する普通株式に対する発行価額が異なった場合には、その価格差の合理的な根拠が必要になるものと考えておりますが、本新株式については、同時期に同じ当社普通株式を同様の目的で発行するものであり、普通株式の権利内容も同一であるため、価格差を付ける理由が見当たらず、そのため、本新株式の発行価額は同一にならざるを得ません。なお、弁護士の見解も同様です。また、資金調達の緊急性及び後述のように株主総会における特別決議による承認を得ることを条件としていることを鑑みて、総合的に判断して、他の割当予定先と同じ発行価額とすることに一定の合理性はありと判断いたしました。なお、本新株式発行が大規模な希薄化となることから、当社取締役会で審議した結果、本新株式の発行について、第三者割当に係る企業行動規範上の遵守事項に基づく手続きとして、本臨時株主総会の特別決議を経て、広く株主の意思を確認することといたしました。なお、取締役渡邊敏行氏と星彰治氏は、本新株式の割当先であり、特別利害関係者に該当するので、取締役会での討議及び決議には参加しておりません。

本新株式の発行の必要性及び本発行条件での資金調達の妥当性につきましては、第三者であるセントラル法律事務所の小井土弁護士により、妥当である旨の意見書を取得しております。

なお、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）からは、本新株式の発行価額は、上記小井土弁護士の意見書を参照し、当該内容が妥当と判断したうえで、当社株式の市場価格の動向等を踏まえ合理的といえる期間をさかのぼった期間における当社株式の価値を表す客観的な値である東証終値の平均値を基準としていること、直前6カ月間の東証終値の平均値に対する9.77%のディスカウント率も上記記載の事情に照らすと不合理であるとはいえないと評価することができること及び協会指針にも配慮していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見を得ております。

5. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式及び本新株予約権発行（以下、「本第三者割当」といいます。）に係る潜在株式数は、2024年9月19日から6カ月以内の新たに発行された新株式数及び新株予約権発行に係る潜在株式数を含め、それぞれ5,882,000株及び3,823,100株の合計9,705,100株（議決権個数は97,051個）であり、2024年9月19日から6カ月前である2024年3月20日現在の当社発行済株式総数33,831,519株に対して28.69%、同日現在の議決権総数337,316個に対しては28.77%となります。そのため、本第三者割当により、一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、当社の継続企業の前提に疑義がある状況下において、抜本的に収益構造を変革するために、本第三者割当により調達した資金を、新規事業として、次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の量産

化に向けて事業を開始することにより、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えており、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先について

(1) 割当予定先の概要

① ニューセンチュリー有限責任事業組合

a. 割当予定先の概要	名称	ニューセンチュリー有限責任事業組合
	本店の所在地	東京都品川区大井一丁目23番1号
	代表者の役職及び氏名	組合員 富士 靖史
	資本金	—
	事業の内容	有価証券の取得・投資・保有及び運用、不動産事業、クリーンエネルギー事業
b. 提出者と割当予定先との関係	主たる出資者及びその出資比率	PROLIGHT CORPORATION LIMITED 99.997% 富士 靖史 0.003%
	出資関係	当社の主要株主であります。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	金銭の借入。当社の借入金残高50百万円。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

② 渡邊敏行

a. 割当予定先の概要	氏名	渡邊敏行
	住所	横浜市旭区
	職業	会社役員
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社発行済株式の3.12%（潜在株式を含めると11.37%）保有する株主であります。
	人事関係	当社代表取締役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

③ 那須マテリアル株式会社

a. 割当予定先の概要	名称	那須マテリアル株式会社
	本店の所在地	栃木県大田原市北金丸2122番地
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 星 彰治
	資本金	56百万円
	事業の内容	産業廃棄物処理業・電子機器リサイクル事業・太陽光発電事業
b. 提出者と割当予定先との間の関係	主たる出資者及びその出資比率	星 彰治 34.2% マルホ建設株式会社 27.8% エヌズホールディングス株式会社 17.7%
	出資関係	当社発行済株式の7.18%を保有する株主であります。
	人事関係	那須マテリアル株式会社の代表取締役星彰治氏は当社取締役です。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	スクラップ売却取引876千円（2024年2月）、残高（未収入金）一。

(2) 割当予定先の選定理由

今回の本第三者割当による資金調達にあたり、当社の事業環境及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略についてご理解いただける投資家に当社取締役の人的ネットワークを活用して接触し、出資を打診してまいりました。

①ニューセンチュリー有責任事業組合は、当社の主要株主である筆頭株主で、2024年9月19日現在、当社の発行済株式総数の32.68%の株式を保有しております。同組合は、2020年3月13日に当社と事業再生のスポンサー契約を締結し、同年3月30日に当社の事業再生ADR手続の成立を受けて、2020年4月14日に7億円の第三者割当増資を引き受け51.01%の株式を有する親会社として、当社事業再生に注力して参りました。今回の本第三者割当による資金調達にあたり、当社の事業環境及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略について説明し、引き続き資金支援にご理解をいただいたことから、今回、出資及び引受を打診し、その意向をいただき選定にいたっております。

②渡邊敏行氏は、2024年3月28日に開催した当社定時株主総会において、取締役として選任され、代表取締役に就任しました。同氏は、2024年4月に実施した、当社の第三者割当増資及び第3回新株予約権発行の引き受け、当社発行済株式総数の3.12%（潜在株式を含めると11.37%）の株式を保有する株主となっています。なお、第3回新株予約権が、2024年9月19日現在、全額未行使である状況下で、第3回と第4回の新株予約権を連続して、同氏に割り当てることにつきましては、(i)本新株予約権は、資金使途が第3回とは異なること、(ii)新株式の20%を新株予約権としてセットで割当するという今回の発行形態を他の割当先と揃えること及び(iii)他の割当先が早急に決まらなかったことから、同氏への割り当てを決定しております。

また、同氏は、当社代表取締役就任以来、世界的に急速に普及しているビジネスアプリケーションのチャネルパートナー契約の締結、次世代半導体パッケージ向けの TGV(Through Glass Via：ガラス貫通電極) 関連製品の製造委託基本契約の締結、AI主導型表面検査の世界のリーディングカンパニーである Wintriss Engineering Corporation (米国 WECO 社) との基本合意の締結、ペロブスカイト太陽電池事業の開始、サーバー冷却システムの開発会社である杭州雲酷智能科技有限公司との同社製品の日本での販売代理店契約の締結及びAIを活用した全自動業務用お掃除ロボットの開発・販売会社である株式会社アイウイズロボティクスとの株式交換に関する基本合意締結など、当社の新規事業への取り組みを主導するとともに、既存事業の固定費削減、生産効率向上などの施策を矢継ぎ早に実行するなど、事業再生、企業成長に向けての注力してまいりました。今回の資金調達にあたり、同氏の経営手腕と世界的なビジネスネットワークの活用は不可欠であることから、同氏自身も本第三者割当にあたり、出資・引受の意向を表明していただきました。なお、同氏は、上述のとおり、当社の代表取締役であることから、当社と特別な利害関係を有し、本第三者割当は利益相反取引であるため、当該募集事項の決定議案の審議及び決議には参加しておりません。

③那須マテリアル株式会社は、2021年3月に実施した、当社の第三者割当増資及び第2回新株予約権発行の引き受け、及び2024年4月に実施した当社の第三者割当増資を引き受け、当社発行済株式総数の7.18%の株式を保有する株主となっています。

また、同社代表取締役星彰治氏は、2021年3月より当社取締役（非常勤）を務めております。今般、同氏を通じて同社に、当社の本第三者割当にあたり、出資・引受を打診し、ご出資・引受の意向をいただき、選定にいたっております。なお、本第三者割当にあたり総数引受契約を締結することになる、那須マテリアル株式会社は、上述のとおり、当社の株主でもあり、また、当社取締役である星彰治氏が、同社の代表取締役を務めていることから、当社と特別な利害関係を有し、本第三者割当は利益相反取引であるため、当社取締役星彰治氏は、当該募集事項の決定議案の審議及び決議には参加しておりません。

(3) 割り当てようとする本新株式及び本新株予約権の数

割当先の名称	本新株式	本新株予約権
ニューセンチュリー有限責任事業組合	629,000株	125,800株 (個)
渡邊敏行	314,500株	62,900株 (個)
那須マテリアル株式会社	314,500株	62,900株 (個)
合計	1,258,000株	251,600株 (個)

(注) 新株予約権は1個あたり1株

(4) 割当予定先の保有方針

全ての割当予定先の保有方針に関しては、ニューセンチュリー有限責任事業組合につきましては、短期的な売却や転売予定はなく中長期の純投資方針であることを口頭で確認しております。また、当社代表取締役である渡邊敏行氏及び当社取締役星彰治氏が代表を務める那須マテリアル株式会社につきましては

も、同様に短期的な売却や転売予定はなく中長期の純投資方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、本新株式の発行日から2年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を本新株式の割当予定先より、取得する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先の本新株式及び本新株予約権の払込みに要する財産の存在について、次の通りに確認しております。

ニューセンチュリー有限責任事業組合については、2024年7月4日付け、同社の銀行預金通帳コピーを受領し、本第三者割当時払込に必要な十分な資金が確保されていることを確認しております。なお、本新株予約権の行使時の払込金額につきましては、2024年9月19日現在、現金としての払込金が確保されておらず、行使にあたっては組合員からの追加出資等により資金を確保する予定であることを口頭にて確認いたしました。なお、追加出資等により資金を確保できない場合は、本新株予約権の行使が行われないリスクがあります。

渡邊敏行氏については、本新株式の引受払込資金及び本新株予約権の発行時及び行使時の払込資金として、同氏名義の銀行預金口座（現金）、証券口座（株式及び現金）及び生命保険口座（解約返戻金）の2024年8月22日～25日付けのオンラインでの保有商品一覧の残高（評価金額）情報を受領し、払込資金が確保される見込みであることを確認いたしました。資金の出所については全額自己資金である旨口頭で確認しております。なお、2024年9月19日時点では、本新株式の引受払込資金及び本新株予約権の発行時及び行使時の払込資金について、現金としての払込金が別段確保されておらず、仮に何らかの理由で有価証券や生命保険解約返戻金等の現金化ができない場合、払込が行われないリスクがあります。

那須マテリアル株式会社については、当社が保有する上場有価証券の2024年7月16日現在の証券会社発行の残高証明書を受領し、当該上場有価証券の流動性を鑑み、本新株式の引受払込資金及び本新株予約権の発行時及び行使時の払込資金として資金が確保される見込みであることを確認しております。また、当該上場有価証券取得資金の出所について全額自己資金である旨口頭で確認しております。なお、2024年9月19日時点では、現金としての払込金が別段確保されておらず、仮に何らかの理由で当該上場有価証券の現金化ができない場合、払込が行われないリスクがあります。

(6) 割当予定先の保有方針

上記割当予定先の個人及び法人からは、反社会的勢力とは一切関係のないことを聴取しております。また、上記割当予定先の個人、法人、法人の役員及び主要株主について、第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス（本社：東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル5階 代表取締役 脇山太介）の調査により、反社会的勢力との関係を示す情報は確認され

なかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。

また、上記第三者調査機関に加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による上記割当予定先の個人及び法人（役員及び主要株主を含む）に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、上記割当予定先の個人及び法人（役員及び主要株主を含む）はいずれも反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。

以上により当社は、上記割当予定先の個人及び法人（役員及び主要株主を含む）は、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

第3号議案 第三者割当による第4回新株予約権発行の件

本議案は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に従い、下記の第三者割当による第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行の必要性及び相当性について、株主の皆様ご意思確認をさせていただき手続として、より広範な株主の意思を踏まえて発行を決定するために、本臨時株主総会において、本議案について特別決議によるご承認をお願いするものがあります。なお、本議案に基づく本新株予約権の発行は、本議案が原案通り承認可決されることをその条件としております。

1. 本新株予約権の内容等

(1) 割当日	2024年10月30日	
(2) 新株予約権の総数	251,600個（新株予約権1個につき1株）	
(3) 発行価額	総額29,296,304円（新株予約権1個当たり116.44円）	
(4) 当該発行による潜在株式数	251,600株	
(5) 資金調達の内訳	109,305,104円 （内訳） 新株予約権発行分 29,296,304円 新株予約権行使分 80,008,800円 （注）本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。	
(6) 行使価額	318円	
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。	
(割当予定先)	ニューセンチュリー有限責任事業組合	125,800個
	渡邊敏行	62,900個
	那須マテリアル株式会社	62,900個
(8) 新株予約権の内容等		
新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社倉元製作所 普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない標準となる株式 単元株式数は100株	
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 251,600株とする（本新株予約権 1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（別記「新株予約権 	

	<p>の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金318円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + 1 \text{株当たりの時価}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場</p>

	<p>合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>②株式分割により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行</p>
--	---

	<p>使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額</p>

	<p>に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2024年10月31日から2029年10月30日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社倉元製作所 経営管理部 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1</p> <p>2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 仙台支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(注) 2 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予

約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

(注) 3 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(注) 4 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(注) 5 その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 本新株式の募集の目的及び理由

第2号議案の「2. 本新株式の募集の目的及び理由」に記載のとおりであります。

3. 資金調達の方法として本新株予約権の発行を選定した理由

第2号議案の「3. 資金調達の方法として本新株式の発行を選定した理由」に記載のとおりであります。なお、本新株予約権の特徴は、次の通りであります。

(メリットとなる要素)

本新株予約権証券は、発行時払込金額は116.44円、行使価額は318円に設定し、公正価格にて時価発行しております。これは、当社の本設備投資への支払いに合わせて、資金を調達することで、一度に新株が発行され希薄化することを防止することが可能になります。

なお、本新株予約権証券は、発行当初から行使価額は318円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権証券の目的となる株式の総数についても、発行当初から251,600株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権証券の各発行要項に従って調整されます。

(デメリットとなる要素)

本新株予約権証券の行使がすべて行われた場合、251,600株の株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権証券の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

4. 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額につきましては、その発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である茄子評価株式会社（住所：東京都港区麻布十番1丁目2番7号ラフィネ麻布十番701号 代表取締役 那須川進一）による評価書を参考に、本新株予約権の1個（1株）当たりの払込金額を第三者評価機関による評価額と同額の116.44円（1株当たり116.44円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、前記①本新株式に記載の本新株式の発行価額と同じく、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日（2024年9月19日）の直前6カ月間（2024年3月19日から2024年9月18日まで）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値の単純平均値（小数点以下第3位を四捨五入）である352.42円を基準とし、当該金額の90.23%に相当する318円といたしました。

本新株予約権の行使価額の決定につきましては、前記①本新株式に記載の本新株式の発行価額と同様の理由により、総合的に判断いたしました。この行使価額は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはなく、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、当社取締役会は、これらの事情を勘案の上、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。なお、本新株予約権の発行が大規模な希薄化となることから、当社取締役会で審議した結果、本新株予約権の発行について、第三者割当に係る企業行動規範上の遵守事項に基づく手続きとして、本臨時株主総会の特別決議を経て、広く株主の意思を確認することといたしました。

なお、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員より、茄子評価株式会社は、当社と取引関係になく当社経営陣から独立していることと認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を得ております。そして、当社取締役会においては、監査役3名から上記意見についての説明を受け検討の結果、当社取締役渡邊敏行氏及び星彰治氏の両名は特別の利害関係者に該当するため審議及び決議に参加せず、当該2名を除く取締役全員の賛成により本新株予約権の発行を決議しております。

5. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第2号議案の「5. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであります。

6. 割当予定先について

第2号議案の「6. 割当予定先について」に記載のとおりであります。

第4号議案 株式交換契約承認の件

当社と株式会社アイウイズロボティクス（以下「IWR」といいます。当社とIWRを併せ、以下「両社」といいます。」）は、2024年8月21日に締結した基本合意書に基づき、2024年9月2日に開催したそれぞれの取締役会において、当社を株式交換親会社、IWRを株式交換完全子会社とし、2024年11月1日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。」）による経営統合を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。」）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約についてご承認をお願いするものであります。本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりです。

1. 株式交換を行う理由

当社は、主に液晶ガラス基板・カラーフィルタ基板・成膜ガラス基板の加工・販売を中心とした基板事業、不動産賃貸事業及び半導体製造装置関連部品の加工・販売を中心とした半導体加工事業を主たる業務としております。

当社においては、営業と技術の両面から顧客ニーズを的確に捉え、顧客ニーズに資する製品を供給するとともに、新たな市場開拓を通して受注の安定・拡大に努めております。具体的には、価格競争力の向上を図り採算性を維持しながら売上の拡大に努め、研究開発を強化し、付加価値の高い新製品の開発を積極的に進めております。

中長期的な経営戦略として、基板事業では、FPD向けガラス基板加工のコストダウンと生産性向上による価格競争力の一層の強化を図るとともに、ガラスメーカーや最終ユーザーとの連携強化による受注の拡大、保有技術を応用展開できる非FPD事業等の新規事業分野の開拓に注力しております。

今般、本株式交換により株式の取得を行うIWRは、東京都品川区大井町に本社を置き、業務用支援ロボットの開発・販売・メンテナンスサービスの提供事業を行っている会社です。具体的には、業務用お掃除ロボットのカテゴリーに於いて、AIとIoTを融合した技術で、「人間生活」、「社会インフラ」、「ビジネス領域」の効率を改善していくことを目指しています。また、IWRの事業戦略は、日本市場を対象として、お客様のご意向をロボットに反映したカスタマイズを開発の基本とした差別化戦略を推進しており、清掃業務の省力化を図り、将来に向けた安定した環境構築をご支援することを目的に、大手コンビニエンスストア並びにパチンコ・パチスロ店、小売、ビルメンテナンス業界等の幅広いお客様への販売展開を進めております。

IWRは、現在の日本の労働力不足・人件費高騰の経済環境を背景に、AIを活用した全自動の業務用お掃除ロボットを2023年6月より日本市場に投入し販売を開始しております。これまでにコンビニ、ドラッグストア、オフィスに311台、清掃会社に32台、遊技場、ビルメンテナンス会社に53台の納入実績があり、また、2024年8月には、既に業務用ロボットを積極的に導入しているコンビニチェーン店より追加注文を頂くなど、着実に受注実績を増やしております。さらに、大手ビルメンテナンス会社とのエレベータ連携の実証試験にも合格し、お掃除ロボットが無人でエレベータを操作し各階を移動して清掃を完了させることで、ビル1棟まるごと全自動清掃が可能となり、今後、こうしたエレベータ連携を含

め、日本市場でのさらなる市場拡大が期待できます。

IWRは、その前身となる会社である、AIによる各種ソリューション提供を目的とした深圳市艾唯尔科技有限公司を2016年4月に中国深圳市設立、2018年3月には、深圳市艾唯尔科技有限公司、伊藤忠商事株式会社及び富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社（現FCNT株式会社）との3社で中国でのAIソリューション事業を行う目的で、合弁会社小達人智能科技設立を設立、その後、2023年2月に、業務用お掃除ロボットの日本での販売及び日本顧客向けの製品開発（カスタマイズ）等のマーケティング業務を行うことを目的にIWRを設立しました。上述の深圳市艾唯尔科技有限公司は、これら日本向け製品のソフトウェア開発の業務を担当します。

IWRとの本件検討経緯は、IWRが2024年6月にスマート永輝有限責任事業組合（7%）、株式会社ネットスターズ（東証グロース5590：5%）を割当先として第三者割当増資を実施し、それに先立ち、当社は、2023年12月より、当社の取引先で上記スマート永輝有限責任事業組合の組合員である株式会社永輝商事より、IWRが日本での製造拠点を探しているの、当社の遊休工場を活用できないかの打診がありました。

当社としては、本社若柳工場及び花泉工場合わせて17万4千㎡の土地と延べ4万8千㎡の建物の自社での有効活用が課題（現在、若柳工場の第一工場2,692㎡、第二工場6,426㎡、第三工場の一部約1,000㎡および、花泉工場の研究棟・2号棟の合計約1,200㎡が自社使用、他社賃貸ともにしておらず遊休工場となっております。）となっており、現状では、これらの遊休工場をIWRへの貸し出し、あるいは掃除ロボットの製造組立には特に加工機械等の設備は不要であることから、当社がIWRから製造組立受託を受けるなど、協業の可能性について交渉してまいりました。

具体的には、IWRは、日本での製造を要望しており、これは、①日本顧客の要望として、日本製造製品のニーズが高いこと、また、②日本製造の製品であれば、顧客が省力化投資に関する補助金の活用もできる可能性があることから、市場がより拡大することが想定されるためです。

当社としても、製造組立受託により、③遊休工場の活用及び④製造人材の活用も可能で、当社の経営効率向上につながることから、全面的な提携の可能性を検討しました。その過程で、両社は、IWRが当社子会社として当社グループに加わることで、上記①～④のニーズを満たすこと、さらには、当社既存主力事業（基板事業）の市場縮小が続く中で、⑤成長が期待される業務用お掃除ロボット事業への参入により当事業の多角化による高成長と収益向上も期待できる、と判断しました。

また、IWRの株主としても当社株式を保有することで事業成功に向けた⑥インセンティブにつながることで、また、⑦IWRにとっても、IWRが当社の国内及び海外の強力な人脈・顧客ネットワークを活用し、IWRの営業力を強化することもできることから、これらを総合的に勘案して、両社が株式交換により経営統合を進めることで一致いたしました。

これらの点を踏まえて、総合的に検討した結果、当社は、本株式交換によりIWRを当社の完全子会社とすることが、当社及びIWRそれぞれの企業価値の向上に資するものであり、双方の株主にとっても有益なものであるとの認識で一致

したことから、両社において、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2024年9月2日、両社の取締役会において、当社がIWRを完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

2. 株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は、以下に掲げる「株式交換契約書（写）」に記載のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社倉元製作所（以下「甲」という）と株式会社アイウイズロボティクス（以下「乙」という）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済普通株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲商号：株式会社倉元製作所

住所：宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1-1

乙商号：株式会社アイウイズロボティクス

住所：東京都品川区大井一丁目47番1号 NTビル12階

第3条（本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に13,755,78889（最終は8/30終値を基準に決定）を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対してその保有する乙の普通株式1株につき、13,755,78889を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。

3. 前二項に従い乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適宜定める金額とする。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年11月1日とする。但し、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株式交換承認手続き）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の株主総会決議を経る。

第7条（善管注意義務）

1. 乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と乙とで協議し合意の上、これを行うものとする。

2. 乙は、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得決議を行ってはならない。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲及び乙で協議し合意の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙間で締結した基本合意書の内容に従う。本契約及び当該基本合意書のいずれにも定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

第10条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

甲と乙は、本契約成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2024年9月2日

甲 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1-1

株式会社倉元製作所

代表取締役 渡邊敏行

乙 東京都品川区大井1丁目47番1号 NTビル12階

株式会社アイウイズロボティクス

代表取締役 王 馳

3. 会社法施行規則第193条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

交換対価の内容及び割当ての相当性に関する事項

	当社 (株式交換完全親会社)	IWR (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	13,755.78889
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式7,772,020株	

(注)1 本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)

当社は、IWRの普通株式1株に対して、当社普通株式13,755.78889株を割当交付します。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。本株式交換比率を変更することが決定した場合には、直ちに開示いたします。

(注)2 本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式7,772,020株を、当社がIWRの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のIWRの株主に対して割当交付する予定です。なお、本株式交換による交付する当社普通株式については、当社が保有する自己株式90,471株を充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

(注)3 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるIWRの株主の皆様においては、当該単元未満株を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

(注)4 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数が生じた場合、IWRの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

(2) 本株式交換にかかる割当の内容の算定根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社並びに IWR から独立した第三者算定機関である、茄子評価株式会社(以下、「茄子評価株」といいます。)に IWR の株式価値の算定を依頼することとし、2024年8月13日付で、「IWR 株価算定書」(以下、「本算定書」といいます。)を取得いたしました。

当社は、茄子評価株から提出を受けた本算定書記載の株式価値を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、IWR との間で真摯に協議・検討を重ねてきました。本株式交換比率は、当社および茄子評価株の本算定書に基づいた株式交換比率レンジ内であり、それぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の皆様を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、両社間の協議の上変更することがあります。

②算定に関する事項

算定の概要

当社の株価は、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年8月30日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における終値及び基準日までの3か月平均の株価の単純平均値と基準日の終値のどちらか低い株価を用いることとし、算定の結果、基準日の終値である386円を採用いたしました。これにより算定された当社の普通株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

算定方法	算定結果
市場株価法	386円

IWR については、非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて株式価値の算定しております。DCF法では、IWR より茄子評価株が開示を受けた事業計画に基づき、算定基準日である2024年5月31日以降に IWR が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出しております。なお、継続価値の算定については、IWR が想定する2025年12月期キャッシュ・フローが継続するものとして、これを現在価値に割り引くことにより算出しております。なお、割引率には加重平均資本コスト(WACC)を使用しております。

茄子評価株がDCF法による算定の前提とした IWR の事業計画は、以下の事業計画を前提に基づき作成されております。

1) 本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されていません。

2) IWR においては大幅な増収・増益が見込まれています。

IWR の事業計画によりますと、下記のとおり大幅な増収・増益の計画となっております。なお、茄子評価株は、IWR の事業計画につきまして、達成可能性について評価しておりません。

当社は、当社が行ったデューデリジェンスの過程で、日本の労働人口は、2022年の6,902万人から、2040年に6,002万人に減少すると見込まれ（独立行政法人労働政策研究所・研修機構「2023年度版労働力需給の推計（速報）」。）お掃除ロボット市場は拡大すると判断したこと、また、IWR の事業計画について、現在の受注状況、既存顧客からの既存製品の引き合い状況、新たな顧客候補からの新製品開発意向の確認及び顧客候補の現場での実証試験報告書の閲覧等を通じて、計画の前提に一定の合理性があると判断いたしました。

IWR 損益計算書（実績・計画）

単位：百万円

	2023.12期実績	2024.12期計画	2025.12期計画
売上高	326	2,876	4,975
（対前年売上高成長率）	-	(882.1%)	(173.0%)
売上原価	268	2,210	3,746
販管費	37	222	450
営業利益	22	445	780
支払利息	0	0	0
営業外収益	3	0	0
税引前利益	25	445	780
法人税	7	133	234
当期純利益	17	311	546
（売上高当期純利益率）	(5.3%)	(10.8%)	(11.0%)

※2023年12月期の実績数値につきましては、公認会計士または監査法人による会計監査を行っておりません。監査の結果、数値が大幅に修正される場合があります。

上記大幅増益の要因は、顧客からの受注増が見込まれるためです。具体的には、

1) 2024年8月に既に業務用ロボットを積極的に導入しているコンビニチェーン店から追加受注が見込まれ、既に代理店を通じて部材の先行手配注文書を得たこと

- 2) 大手ビルメンテナンス会社とのエレベーター連携の実証試験にも合格し、お掃除ロボットが無人でエレベーターを操作し各階を移動して清掃を完了させることで、ビル1棟まるごと全自動清掃が可能となり、今後、ビルメンテナンス会社より、具体的な受注が見込めること
- 3) 今後、導入台数の増加にともない、消耗品や保守サービス関連の売上増が見込めること
- 4) 現在、顧客ニーズに基づいて新製品の開発も進めており、2026年には市場投入を見込んでいること
 などによります。なお、上記計画数値は、IWRの作成した計画で、当社としてその達成を保証するものではありません。また、顧客への納品、検品の状況により、上記売上計上時期が後ろにずれる可能性もあり、その場合は、上記2024.12期、2025.12期の計画数値が下方修正を含め、変更になる場合があります。
- 3) IWRの事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。
 これにより算定されたIWRの1株当たりの株式価値の評価レンジは、算出されたWACCを中心に±0.5%のWACCによる評価結果でのレンジで示しています。

算定方法	算定結果
DCF法	5,042,741円～5,569,957円

両社は、上記に基づき、当社の1株あたりの株価を386円、IWRの1株あたりの株価を5,309,734.513円と評価して、交渉および協議を重ねた結果、本株式交換の株式交換比率を(3)②記載の比率のとおり合意しました。

③上場廃止になる見込み及びその事由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社であるIWRは非上場会社のため、該当事項はありません。

④公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、上記（5記載のとおり、両社から独立した第三者算定機関である茄子評価㈱にIWRの株式価値の算定を依頼し、2024年8月13日付で、本算定書を取得いたしました。その算定結果を参考にして、当社とIWRとの間で真摯に協議・交渉を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

以上のことから、当社の取締役会は、本株式交換に関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しております。なお、当社は、上記第三者算定機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。

3. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 当社

当社は、2024年9月2日開催の取締役会において、IWRとの間で、当社を株式交換完全親会社とし、IWRを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(2) IWR

IWRは、2024年9月2日開催の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、IWRを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

第5号議案 資本金及び資本準備金減少の件

第2号議案の「第三者割当による募集株式発行の件」により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ200,022,000円増加する見込みであり、当社の今後の成長戦略を的確に実施していくための財務戦略の一環として、資本政策の機動性及び柔軟性を確保すること及び課税標準を抑制すること等を目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

なお、本議案は本第三者割当増資の払込がなされることを条件とします。

1. 資本金の額の減少

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する資本金の額

602,022,000円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 602,022,000円

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

2024年10月30日（予定）

2. 資本準備金の額の減少

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する資本準備金の額

602,022,000円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 602,022,000円

(3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2024年10月30日（予定）

第6号議案 剰余金処分の件

今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保し、早期の復配体制の実現を目的として、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損の填補に充当いたします。

1. 剰余金処分の内容

2023年12月期において、繰越利益剰余金は545,488,000円の欠損のため、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金545,488,000円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 545,488,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 545,488,000円

2. 日程

- (1) 取締役会決議日 2024年9月17日
- (2) 株主総会決議日 2024年10月29日 (予定)
- (3) 効力発生日 2024年10月29日 (予定)

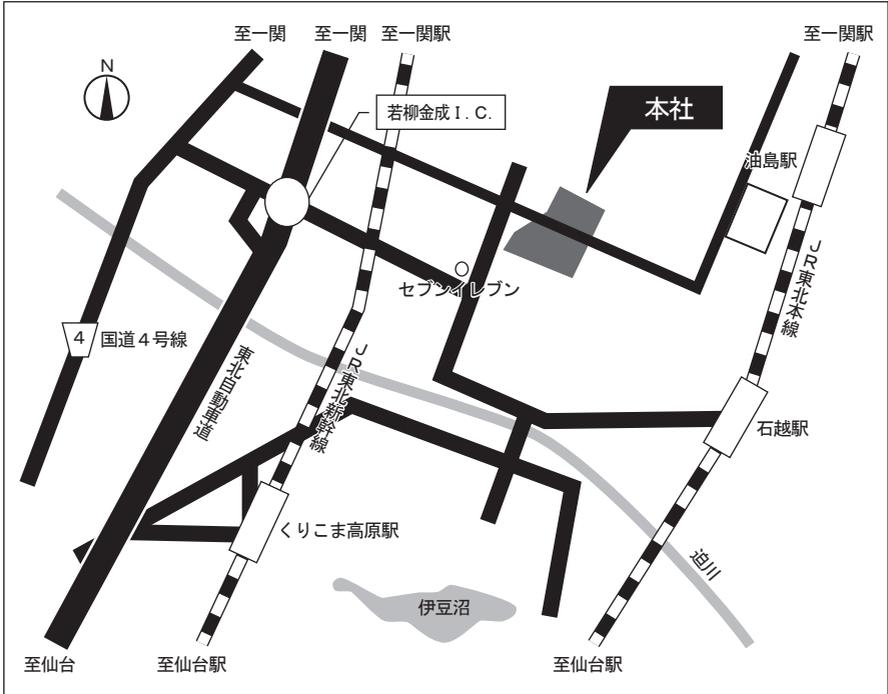
以 上

株主総会会場ご案内略図

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1

株式会社倉元製作所本社

電話 0228-32-5111 (代)



- ・東北新幹線「くりこま高原駅」から車で15分
- ・JR東北本線「石越駅」から車で15分
- ・東北自動車道 若柳金成インターチェンジより車で10分